

令和6年度 インターネット投票利用実態調査研究業務委託仕様書

1. 目的

滋賀県では、県財政への貢献を目的として公営競技であるボートレース事業（「ボートレースびわこ」）を実施し、県一般会計への繰出金を拠出している。

この「ボートレースびわこ」におけるインターネット投票利用者の性別や年代、購入額等を分析し、インターネット投票と依存症の関係や、ギャンブル依存症対策のためにアプローチすべき対象者の特徴を把握するとともに、ギャンブル依存症の予防や早期発見・早期介入のための効果的な対策を検討する。

2. 契約期間

契約の締結の日から令和7年3月31日

3. 業務の内容

1. の目的に則り、以下の(1)から(5)までを企画し、実施すること。なお、委託業務の内容の詳細は、受託者からの提案内容に基づき滋賀県（以下「県」という。）と受託者で協議の上、決定する。

(1) インターネット投票利用者データの分析

- ・県が提供するインターネット投票利用者の投票行動に関するデータから、ギャンブル依存症のリスクのある層や投票行動の特徴等について、依存症対策を検討するうえでの資料とできるよう分析すること。
- ・データは令和3年度から令和5年度のインターネット投票利用者の性別、年代、購入年・月ごとの購入日数、購入レース数、購入金額、払戻金額のデータ約303万件分をCSVファイルにより県が提供する。
- ・分析にあたって必要となる場合は追加調査を行うこと。
- ・分析結果は、視覚的にわかりやすくグラフ等にまとめること。

(2) ヒアリング調査の実施

- ・ギャンブル依存症に苦しむ当事者、家族、支援する民間団体等に対するヒアリング調査を実施し、(1)の分析では現れにくいギャンブル依存症の特徴を把握するとともに必要な支援等について検討すること。
- ・ヒアリング先は10者以上とし、相手方との日程調整、ヒアリング項目の作成・精査、ヒアリングの進行、記録の作成を行うこと。

(3) 文献調査の実施

- ・データ分析及びヒアリング調査の補足調査として、本県でのギャンブル依存症対策の検討の参考となる諸外国における依存症対策に関する事例収集を行うこと。
- ・書籍またはインターネット上で確認できる日本語または英語の文献・資料を対象とし、

対象地域は、4か国・地域以上とする。

- ・英語の文献については日本語に翻訳することとし、翻訳の範囲は、対策検討の参考とするうえで必要となる部分の抜粋とすることを可とする。

(4) 検討委員会等の設置運営

①検討委員会

- ・上記(1)～(3)について、調査設計や分析手法、依存症対策等への提言・助言を得るため、有識者等で構成する検討委員会を設置・運営すること。
- ・検討委員会は計4回開催することとし、1回あたりの開催時間は2時間以内とする。
- ・検討委員会の委員は、滋賀県職員3名を含む9名程度とし、県職員を除く委員に対しては1回あたり10,000円の謝金を支払うこと。また、県と協議のうえ委員候補者を選任し、就任を依頼すること。
- ・会議は、リモートによる開催を可とするが、集合して会議を行う場合はJR南草津駅周辺等の利便性のよい会議室を借り上げて行うこと。なお、集合して会議を行う場合の委員の旅費、会議室の借上等の費用は、委託料に含むものとする。
- ・検討委員会の開催にあたっては事前に資料を作成し県と打ち合わせを行うとともに、開催日程の調整、会議の場所の調整を行うこと。
- ・検討会の当日は、会場の設営（リモートによる場合はウェブ上に設営する。）、会議の進行、資料説明、委員への謝金支払い等の事務を行うこと。
- ・検討委員会の開催後は、議事概要を作成するとともに会議での意見を整理し、次回の会議に向けて対応を検討すること。

②成果報告会の開催

- ・成果報告会を1回開催すること。
- ・日程調整、会場の手配・設営、当日の進行、記録作成を行うこと。

(5) 報告書の作成

- ・本事業内での調査結果や、検討内容・提言を調査報告書としてまとめること。
- ・(1)～(4)での調査結果・提言等について、WORDファイルでとりまとめること。

4. 実績報告等

- (1) 県は受託者に対して、年度途中において、委託業務の進捗状況等について、中間報告を求め、または実地に調査することができるものとする。
- (2) 受託者は、委託業務の完了後、委託業務の内容をとりまとめた報告書（調査資料一式を含む）および電子データ一式を成果品として提出することとする。
提出する電子データは、県において滋賀県依存症関係機関連絡協議会等での公表を予定しているので、任意に使用、改変できる汎用性の高いものとする。

5. 実績報告書等の納入場所

納入場所：滋賀県立精神保健福祉センター

6. 業務の実施等について

委託業務の実施にあたっては、次の事項に留意すること。

- (1) 委託業務の内容の詳細は、受託者からの提案内容に基づき県と受託者で協議のうえ、決定する。
- (2) 業務の遂行にあたっては、業務にかかる実施体制について体制図をもって報告するとともに、実施スケジュールを県へ提出すること。
- (3) 業務の遂行にあたっては、関係法令および適用基準等を遵守すること。
- (4) 業務の進捗を管理する責任者および連絡調整者（責任者と連絡調整者が同一でも可）を置くこと。
- (5) 業務の遂行にあたっては、仕様書等に疑義が生じる場合は、双方打合せを行い決定する。
- (6) 仕様書に明示されていない事項については、事業目的を到達するために必要と認められる事項については、双方協議の上、受託者の負担で実施すること。
- (7) 委託業務の履行時において、著作権の使用許可手続きが必要な場合は、受託者の責任において済ませておくこと。また、著作権等に関する問題が生じた場合には、受託者の責任においてこれを処理する。
- (8) 委託業務の実施にあたり秘匿情報を第三者に漏らしてはならない。

7. その他

その他、必要に応じて県の事業担当者との打合せを月1回程度行うこと。